

諮問番号：諮問第 172 号

答申番号：答申第 172 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 審査請求人は、クローン病、回腸人工肛門造設術後、慢性腎不全、高度貧血、アトピー性皮膚炎などに罹患していることから、生活用品を通常より多く使用するため、本件処分の生活扶助では、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができない。

また審査請求人は、1 週間に 3 回、透析のために通院しているが、既に述べた疾病により、昼食用の弁当を作ることができず、昼食の際、やむを得ず病院内で弁当を購入していることから、本件処分の生活扶助では健康で文化的な最低限度の生活を営むことができない。

(2) 審査請求人は通常よりも管理困難なストーマの患者であり、審査請求書別紙に記載の物品が生活に必要となる。処分庁は、その点を一切考慮することなく本件処分を行っており、審査請求人は、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができない状況となっている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、本件処分の生活扶助では、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができないと主張していることから、本件処分に係る生活保護費支給額の算定が法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われているかについて、以下検討する。

- 1 処分庁は、令和2年4月1日を変更時期とする本件処分を行い、審査請求人世帯に係る同月分の最低生活費について、審査請求人世帯の状況に令和2年4月時点での「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示。以下「保護基準」という。）を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。
- 2 次に、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和2年4月分の収入認定額について、法令や通知に則して認定したものであるとしているところ、その認定には誤りがないものと認められる。
- 3 さらに、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和2年4月分の保護について、審査請求人世帯の最低生活費から収入認定額を減じて算定したものであるとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。
- 4 以上のとおり、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。
- 5 なお、審査請求人は、保護基準に基づく本件処分の生活扶助では健康で文化的な最低限度の生活を営むことができない旨を主張していると解される。

しかしながら、保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見明白かつ重大な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない場合、保護基準の法的適合性については、合理的なものとして扱われるべきである。

その他、本件処分について、違法又は不当と判断すべき点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年8月26日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年10月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、保護基準に基づく本件処分の生活扶助では健康で文化的な最低限度の生活を営むことができないと主張しているものと解されるが、この保護基準は、法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見明白かつ重大な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当である。本件においては、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会は、保護基準が委任した法との関係において合理的であるものとして扱う。

また、法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9号に規定する法定受託事務であるところ、本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、この点についての処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志
委員 牛島 加代
委員 小山 雅千子